けやき並木通り利活用実証実験に関する実施要領

都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第１１８条第１項に規定する都市再生推進法人として指定を受けた一般社団法人まちづくり府中（以下「まちづくり府中」という。）及び府中市は、次のとおりけやき並木通り利活用実証実験に関する実施要領（以下「本要領」という。）を定める。

（目的）

第１条　この実証実験は、府中市中心市街地のさらなる活性化のため、公共空間であるけやき並木通りを利活用し、府中市の玄関口にふさわしい魅力ある空間づくりを行うことで、新たなまちの賑わいを創出すること及び利活用の方法を検証することを目的とする。

（期間）

第２条　実証実験の期間は、令和４年１１月１日から令和５年３月３１日までとする。

（用語の定義）

第３条　本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）利活用　けやき並木通りの一部を第三者に使用させることをいう。

（２）使用　本要領に基づき、けやき並木通りの一部を使用することをいう。

（使用に関する規定)

第４条　使用ができる者（以下、「使用者」という。）は、府中市内外の事業者及び団体であって、まちづくり府中が認めた者とする。

２　使用可能な範囲・日時（以下「使用区画」という。）は、［資料１ 使用区画］に定めるとおりとする。設営及び撤去作業は使用可能な時間内に行わなければならない。

３　使用の内容は、次の各号に掲げるものでなければならない。なお、使用の内容によっては、近隣店舗との兼ね合い等の理由で、特定の使用区画での使用を認めない場合がある。

（１）府中市の玄関口であるけやき並木通りにふさわしいもの

（２）来街者に、府中のまちを印象づけるもの

（３）公の場（公共空間）にふさわしいもの

（４）府中駅周辺の環境・施設と調和を図りながら実施されるもの

（５）府中駅周辺の賑わいの創出に寄与するもの

（６）安全で清潔であり、開放的な設えであるもの

４　使用の方法は、次の各号に掲げるいずれかでなければならない。

（１）飲食物の販売・提供を行うもの

（２）物品の販売を行うもの

（３）プロモーションを行うもの

（４）小休憩できる滞留スペースの設置等の通行・滞在メリットを創出するもの

（５）その他、まちづくり府中が認めるもの

（使用者の責務）

第５条　使用者は、次の各号に掲げるとおり責務を負う。

（１）本要領及び関係法令を遵守すること。

（２）使用時は責任者が現場に常駐し、安全管理や事故防止に万全を期すと共に、まちづくり府中と相互に連絡がとれる状態を保つこと。
（３）搬入出は、時間及び経路を事前に確認のうえ、けやき並木通りの施設及び付帯設備を汚損、破損することのないよう、使用者の責任において注意して行うこと。養生が必要な場合は、適切に行うこと。
（４）コード等を配線する場合は、事故防止のためパンチカーペットや配線ガード等を使用して必ず養生を行うこと。
（５）テーブル、イス、パラソル、造作物、看板、ポスターといった備品や工作物等は、まちづくり府中に事前協議のうえ、清潔なものを使用し、強風等に耐えられるよう使用区画内に安全に設置すること。また、緊急時（緊急車両の通行含む）に備え、速やかに撤去できるものとすること。
（６）チラシ等の配布物の配布は、使用区画内で行うこと。
（７）使用中に来場者が滞留をすることで通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じて誘導等を行うこと。特に、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている場合については、使用者及び来場者から当該ブロックまでの距離を０.６メートル以上確保すること。
（８）飲食物の販売・提供や物品の販売は、使用目的やその内容に合致するものとし、まちづくり府中が認めたもののみに限ること。
（９）保健所や消防等の関係諸官庁の指導に従い、使用者の責任において、必要な手続き等を行うこと。
（10）裸火や電気を使った熱源等を持ち込み、その使用を希望する場合は、まちづくり府中に事前に相談を行い、まちづくり府中が認めた場合に限り、使用すること。
（11）けやき並木通りは屋外のため、使用時は天候の影響を多大に受ける旨を了承すること。
（12）工作物や備品等は、使用終了時間までに使用者が責任をもって撤去すること。ただし、まちづくり府中が認めるものはこの限りではない。
（13）ごみは使用者が責任を持って持ち帰ること。近隣のゴミ箱に投棄しないこと。
（14）新型コロナウィルス感染症対策を講じること。
（15）使用終了時は、使用区画について原状復帰すること。使用者の責により使用区画内の道路付帯物等を破損した場合、修理費用を負担すること。
（16）使用時における備品や工作物等の管理や、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、使用者の責任と負担において必要な対策を講じること。
（17）使用者の従業員、構成員又は委託業者等の関係者に、本要領を遵守させること。
（18）その他、この実証実験の目的達成のために必要なことを遵守すること。

（使用者の禁止行為）

第６条　使用者は、次の各号に掲げることをしてはならない。守られない場合は、使用を中止させる場合がある。
（１）公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあること。
（２）集団的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になること。
（３）特定の政治団体、宗教団体等の利益となること。
（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業及びこれに類すること。
（５）又貸しを行うこと。
（６）来街者の迷惑となる署名、勧誘、キャッチセールス等をすること。
（７）けやき並木通りの管理に支障を及ぼすおそれがあること。
（８）使用後の原状回復が困難となること。

（９）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品を携行すること。
（10）異常な騒音、臭気、煙の発生等、他人に迷惑を及ぼすこと。
（11）喫煙または喫煙行為の提供をすること。
（12）その他、まちづくり府中が不適当と認めること。

（使用申込等）

第７条　使用者は、まちづくり府中が定める使用申込等の各手続きについて、［資料３ 手続きの流れ］に定めるとおり行わなければならない。各手続きが期限内に行われなかった場合は、使用申込は受付しないものとする。

（関係諸官庁への届出等）

第８条　使用者は、使用に際し必要な関係諸官庁への届出等について、使用者の責任において行わなければならない。

２　使用者は、前項の届出等の手続きを完了した後、その旨をまちづくり府中に報告するとともに、打合せや承認等を証する書類の写し（各１部）をまちづくり府中に速やかに提出するものとする。

３　使用者が適切に届出等を行わなかったことにより使用不可となった場合、まちづくり府中はその責任を負わないものとする。

（使用料）

第９条　使用者がまちづくり府中に支払う使用料は、［資料２ 使用料］に定めるとおりとする。

２　使用者は、［資料３ 手続きの流れ］のとおり、期日までに使用料を支払わなければならない。

３　使用料の支払いをもって、使用申込を確定するものとする。

（使用申込のキャンセル）

第１０条　使用者は、使用申込をキャンセルしたい場合には、その旨をまちづくり府中に申し出ることによって、キャンセルをすることができる。この時、既に支払った使用料は返金されないものとする。ただし、まちづくり府中が認める事由によりキャンセルする場合を除く。

（違反に対する処置）

第１１条　次の各号に規定する項目に該当する場合には、違反行為とみなし、使用を中止とする。また、違反者がその者の負担において義務の履行、原状回復等を行うものとする。

（１）本要領を遵守せず、まちづくり府中の指導に従わない場合。
（２）関係諸官庁の指導に従わない場合。
（３）資料２に掲げる書類の記載に偽りがあった場合又はその記載と当日の内容が大きく異なる場合。
（４）本要領に規定する使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
（５）関係諸官庁から中止命令が出た場合。
（６）けやき並木通りの安全上、支障があると認められた場合。

２　使用者は、本要領に定める事項に違反し、又は違反するおそれのある時は、責任をもってこれに対処しなければならない。この時の費用は、使用者が全て負担するものとする。また、まちづくり府中は、このために生じた損害についての責任を負わないものとする。

３　本要領に定める事項に違反した使用者は、次回以降についても、まちづくり府中が認めない限り、使用をできないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第１２条　使用者は、まちづくり府中に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２　まちづくり府中は、使用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、使用に関する全ての事項を取り消すことができるものとする。

３　まちづくり府中は、前項に規定する取り消しによって、使用者に生じる損害について賠償の責任を負わないものとする。

４　使用者は、第２項に規定する取り消しによって、まちづくり府中に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。

（改定）

第１３条　まちづくり府中は、本要領に定める事項について、事前の通知をすることなく、その内容の追加、変更、部分改廃等をすることができるものとする。

２　使用者は、最新の本要領に基づき、使用するものとする。

（その他）

第１４条　本要領に定めのない事項又は本要領に関して生じた疑義については、まちづくり府中と使用者で協議のうえ解決するものとする。

附則

本要領は、令和４年１１月１日より適用する。

（令和４年１１月１日制定）

［資料１］ 使用区画（使用可能な範囲・日時）

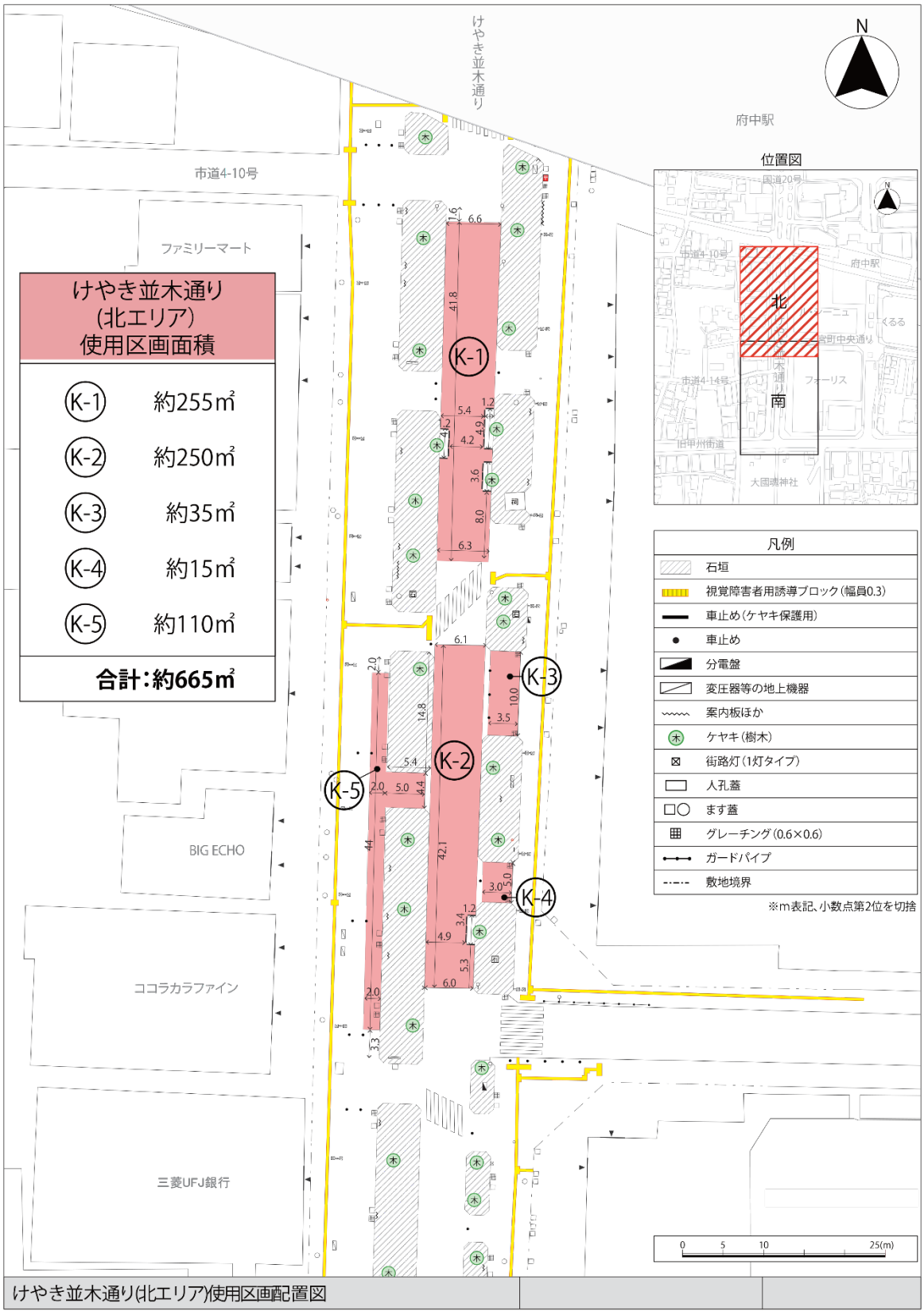

けやき並木通り(北エリア)使用区画配置図

※現況と異なる場合には現況を優先いたします。

【使用可能な日時】

・日曜・祝日で他のイベント等が実施されていない日

・時間（搬入出含む）　12：00 ～ 18：00

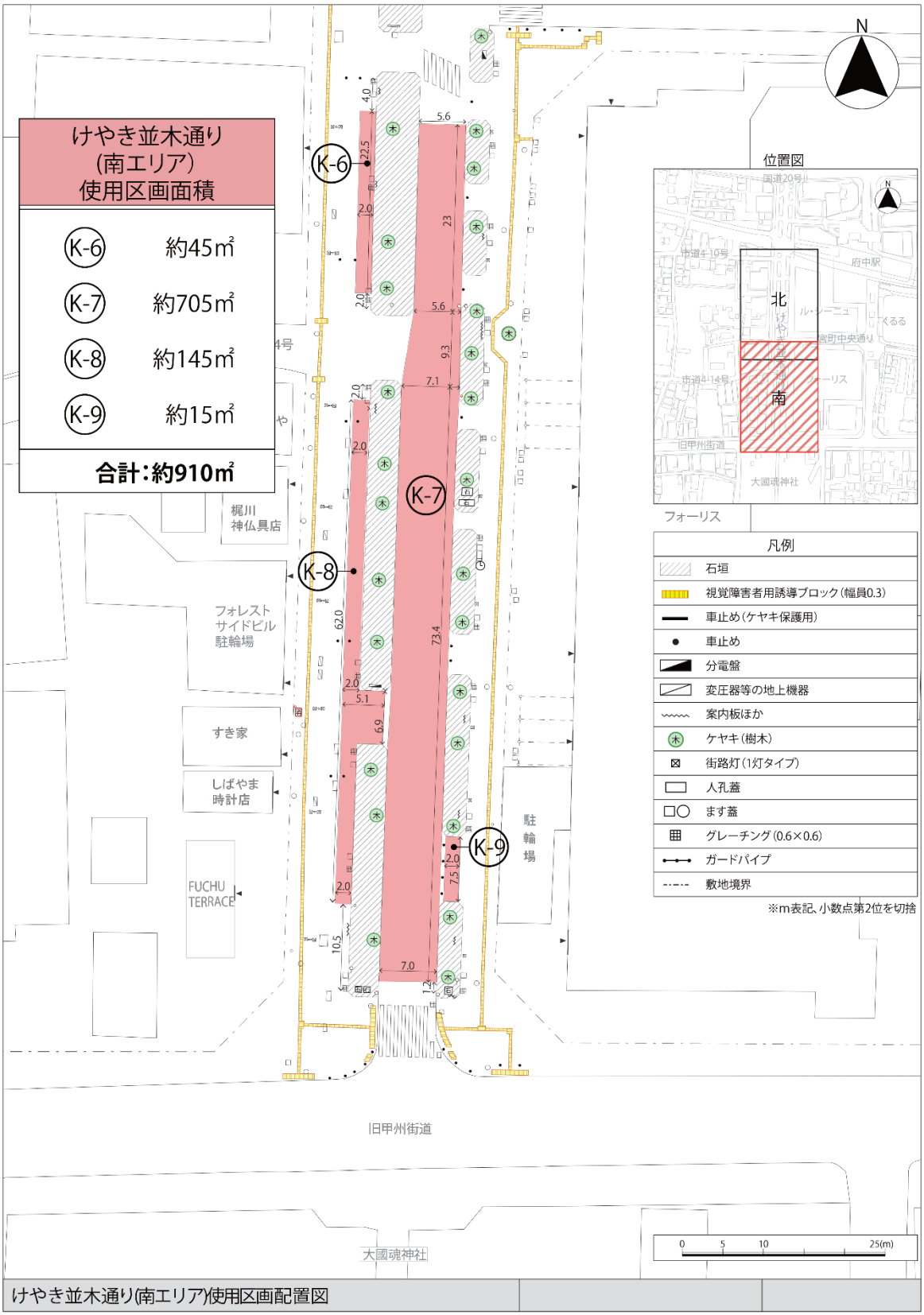

※現況と異なる場合には現況を優先いたします。

【使用可能な日時】

・日曜・祝日で他のイベント等が実施されていない日

・時間（搬入出含む）　12：00 ～ 18：00

［資料２］ 使用料

使用可能な範囲（使用区画）		面積	電源	使用料 12:00~18:00 休日（日・祝）
けやき並木通り（北エリア）	K-1	約255㎡	○	50,000 円/日
	K-2	約250㎡	ー	50,000 円/日
	K-3	約35㎡	ー	7,000 円/日
	K-4	約15㎡	ー	4,000 円/日
	K-5	約110㎡	○	20,000 円/日
けやき並木通り北エリアセット	K-1~5	約665㎡	○	110,000円/日
けやき並木通り(南エリア)	K-6	約45㎡	○	5,000 円/日
	K-7	約705㎡	○	100,000円/日
	K-8	約145㎡	○	30,000円/日
	K-9	約15㎡	ー	4,000円/日
けやき並木通り南エリアセット	K-6~9	約910㎡	○	130,000円/日
けやき並木通り全体	K-1~9	約1575㎡	○	240,000円/日

・各区画の使用料のほか、事務手数料として申込日１日あたり3,000円を頂戴いたします。
（例：K-1,K-2を同日に申込された場合、50,000＋50,000＋3,000＝103,000円）

・各区画の一部範囲または一部時間のみ使用する場合でも料金は変わりません。

・一部の区画には、照明柱や看板等の設備がある区画があります。区画内の全てを平面的に使用できない場合があります。必ず、現地をご確認ください。

・K-2,3,4,9以外の区画では、電源（最大、各1,500Wまで）の使用が可能です。ただし、各電源の使用可能な電力量は、周辺区画での使用状況により、最大とならない場合があります。

・電源をご利用されたい場合は、事前相談時にお申し出ください。なお、使用料には、電源使用料が含まれます。

［資料３］ 手続きの流れ（１）

これらの手続きは、まちづくり府中が対応します。空き状況や実施に関するご質問等についてはお問い合わせください。受付時間は、平日の９時から午後５時までです。		
３０日前まで	1	希望の使用区画について、希望日の３０日前までに、**使用事前相談フォームにより送信**または**様式１「けやき並木通り使用事前相談書」をご提出**ください。送信または提出時点で仮予約となります。※食品の取扱いをされる場合は、この時点で必ずお申し出ください。
	2	使用可否について審査をいたします。内容確認のため、ご連絡を差し上げる場合があります。併せて、必要なお手続きのご案内をいたします。 ※場合により、使用内容の変更をお願いする場合がございます。
	3	仮予約から１４日後までに、使用可否についてメールでご連絡をさせて頂きます。ただし、内容確認に時間を要した場合は、それ以上の日数を要する場合があります。
	4	使用可能の連絡を受けた使用者は、指定の日までに、**様式２「けやき並木通り使用申込書 兼 契約書」**をご提出ください。
１４日前まで	5	使用料請求書をメールにて送付いたします。
	6	支払期日までに使用料をお振込ください（振込手数料は使用者負担）。振込を確認後、「けやき並木通り使用承認書」および領収書をメールで交付し、申込が確定します。
	7	事前打合せをさせて頂きます。 組織・運営体制図、連絡先、レイアウト、警備員体制、タイムスケジュール、意匠計画、持ち込み備品等を記載した使用計画書を作成し、ご提出ください。
	8	まちづくり府中担当者とともに府中警察署にご同行いただき、道路使用の手続きを行います。その他行政機関等への申請を使用者より行っていただきます。その際に必要な資料の作成をお願い致します。 ※行政機関等に提出する資料の事前確認をまちづくり府中にて行いますので申請書案をご提出ください。
	9	最終の使用計画書をご提出ください。
７日前まで	10	府中警察署など行政機関への申請書の許可が得られたことを双方で確認し、当日の運営について最終打合せを行います。
利用後　３０日以内	11	様式３「けやき並木通り使用報告書」を作成の上、ご提出ください。

※事前相談を含むまちづくり府中との各打合せで来社される場合は、事前予約のうえお願いします。

※上記の各書類の様式は変更になる場合がございますので、詳細についてはまちづくり府中までお問い合わせください。

［資料３］ 手続きの流れ（２）

申請手続きを進めるにあたっての注意事項

【事前相談】

〇事前相談は、原則、使用日の30日前までの期間で随時受付しています。
使用日が２日以上である場合、その最初の日を使用日の起算日とします。

〇本要領をご確認のうえ、様式１「けやき並木通り使用事前相談書」をご提出いただくことで、仮予約として日程を押さえることができます。ただし、他申込への抵抗力はありません。

〇仮予約は、使用決定を確約するものではありません。内容の審査の上、承認または不承認を判断いたします。

〇仮予約している日に、他の「けやき並木通り使用事前相談書」（仮予約）が提出された場合にはご連絡をいたします。

〇仮予約は、予定している使用日の30日前を過ぎた時点で自動的に消滅します。

【申込】

〇申込は、原則、使用日の６カ月前から30日前までの期間で受付します。また、使用日が２日以上である場合、その最初の日を使用日の起算日とします。

〇本要領をご確認のうえ、様式２「けやき並木通り使用申込書」をご提出ください。

〇提出後、使用料の振り込みをもって本予約として日程を押さえることができます。この時点より、他申込への抵抗力が発生します。

審査 → 承認・使用料の請求

・事前相談の際に提出いただいた書類等をもとに、まちづくり府中が審査を行います。
・審査の結果は、承認・不承認に関わらず、まちづくり府中からご連絡します。
・原則、先着順になりますが、審査を行う中で、優先度を変更する場合があります。
・審査の結果、けやき並木通り使用での使用が認められた場合には、「けやき並木通り使用承認書」と「使用料請求書」をまちづくり府中からメールでお送りいたします。
・使用料の支払いに関する振込先と期限日については、まちづくり府中より指定します。

［資料３］ 手続きの流れ（３）

【使用料の支払い】

○ 審査後に承認となった場合は、まちづくり府中指定の振込先に、期限日までに所定の使用料をお支払いください。お振込みの際の手数料は、使用者にてご負担願います。

○ 使用料のお振込みの確認をもって、当該申込の確定となります。確定日は振込日となります。希望者には領収書をメールにて送付いたします。

○ 使用料のお支払い後のキャンセルについては、お支払いいただいた使用料の１００%をキャンセル料として徴収させていただきます。返金はできませんのでご了承ください。

【確認・準備】

○ 使用日の３０日前までに、必要に応じて、まちづくり府中との打合せを行います。

○ 申請後から内容に関しての変更が生じた場合、速やかに報告をお願いします。その内容によっては、変更の承認ができない場合がありますので、ご了承ください。

【実施】

○ まちづくり府中の指示に従い、承認された内容でご使用ください。

○ 使用日当日は、現場責任者とまちづくり府中が連絡を取れる体制づくりを必ずお願い致します。

○ 使用終了後は、使用範囲の清掃を行い、原状復帰をしてください。

○ 万が一、けやき並木通りの破損等をしてしまった場合は、まちづくり府中に連絡をするようにしてください。

【報告】

○ 原則、使用日の最終の日から30日後までに、様式３「けやき並木通り使用報告書」をまちづくり府中にご提出ください。

○ 様式３「けやき並木通り使用報告書」のご提出がない場合、次回の申請をお断りする場合があります。ご了承ください。

上記に関するお問合せ： 一般社団法人まちづくり府中	
窓口対応時間	9：00 ～ 17：00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
住所	東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階
連絡先	TEL：042-370-1960 FAX：042-370-1785 E-mail：machidukurifuchu@gmail.com

※お越しになられる際には、お電話での事前予約をお願いいたします。

［資料４］ 関係機関の連絡先

関係機関	連絡先
一般社団法人まちづくり府中 ※１	TEL：042-370-1960
府中市 生活環境部 産業振興課	TEL：042-335-4142
府中市 都市整備部 道路課	TEL：042-335-4328
府中市 行政管理部 防災危機管理課	TEL：042-335-4283
府中警察署(交通規制係)	TEL：042-360-0110
東京都多摩府中保健所 食品監視課	TEL：03-5320-4402

※１　都市再生推進法人として、府中市より指定を受けている法人